

令和 8 年度

八軒下水道管投雪施設運転管理業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

八軒下水道管投雪施設運転管理業務 仕様書

第 1 章 一般事項

1 役務の概要

本業務は、西区八軒 3 条東 5 丁目付近環状通（二十四軒 1 条線）歩道内に設置の投雪口（2 口）から投入された雪を下水道幹線にて融雪する施設における設備の運転操作・監視、施設の維持管理を行うものである。

2 履行場所

八軒下水道管投雪施設 西区八軒 3 条東 5 丁目（二十四軒 1 条線歩道内）

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）」によるものとする。

5 運転管理期間（設定日数等）

以下の「投雪利用対応期間」及び「投雪運転日数」については、今年度の降雪量等により変動する場合があるので、委託者の指示に従い日数の変動に対応すること。

なお、投雪計画表は、原則、投雪日の 4 日前には連絡するが、急な投雪の実施など、計画の変更があった際にも運転管理に必要な人員を確実に配置すること。

(1) 投雪利用対応期間は、概ね令和 9 年 1 月 10 日から 3 月 5 日までを基本とする。
但し、週休日（週に 1 日）を除く。

(2) 投雪運転管理日数は、昼間 15 日、夜間 10 日とする。

(3) 投雪利用時間は、昼間 9：00～16：30 夜間 20:30～5：30 を基本とする。

(4) 勤務時間は、昼間 8：00～17：00、夜間 20：00～6：00 とする。（休憩 1 時間を含む。）

投雪利用開始時までの準備作業と、投雪利用終了時の片付け作業は速やかに行うこと。

(5) 日常点検日数は、投雪利用期間内の 25 日を基本とする。

なお、日常点検は、投雪施設稼働回のみ実施するものとする。

(6) 週点検回数は、投雪利用期間内の 8 回を基本とする。

6 履行体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から業務責任者を選定すること。

(2) 資格者等の配置

受託者は、本業務の遂行に必要な次に適合する資格者等を 1 名以上配置すること。

- ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- イ 電気工事士（免状の種類不問）
- ウ その他業務上で必要となる有資格者

7 業務の範囲

本業務の範囲は次号によるものとする。なお、詳細は第3章 業務の範囲に関する事項による。

- (1) 監視棟（仮設プレハブ）の設置
- (2) 運転開始前準備作業
- (3) 投雪施設の運転操作・監視業務
- (4) 施設の維持管理業務
- (5) 運転終了時作業
- (6) 緊急時対応
- (7) 関係箇所との連絡調整

8 安全衛生・安全対策

受託者は、労働安全衛生法に基づき、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。なお、次号については、特に注意すること。

- (1) 本業務は夜間作業・昼間作業または昼夜連続体制となるため、業務に従事する職員の労働環境・疲労などによる事故を未然に防止するよう十分留意すること。
- (2) マンホール内作業または下水道管内等の管渠内作業を行う場合、事前に槽内の換気を十分に行い、酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定を行い、測定記録と作業記録を整理し保存すること。なお基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。
- (3) 各作業における機器操作時は巻き込み・落下・交通安全・車両の駐車等には十分注意をすること。特に下水道管内及びその上部で作業する際は、墜落制止用器具の着用や工具等の落下防止対策を行うこと。

9 業務従事者の服装

業務に従事する職員の服装は、業務遂行のための適切なものとし、業務従事者であることが明確となるようにすること。

10 諸官庁への手続

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な諸官庁への手続きを委託者の承諾を得て適切に行うこと。
- (2) 監視棟設置等の作業を開始する際には、道路使用許可等の必要な許可を受けた上で走行車両および歩行者に対する事故防止に留意し、標識等を配置するなど安全な作業環境の確保を行うこと。

11 室内の清掃及び廃棄物の処理

投雪施設稼働中の道路上、投雪口付近、監視棟の整理整頓に努め、廃棄物等を適切に処分すること。

第2章 書類・報告書等の提出

1 業務計画書（契約後、速やかに提出すること）

- (1) 業務責任者等指定通知書（業務責任者に関わる経歴書、資格免許証写し、雇用関係を確認できる書類）

注：保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること。

- (2) 業務工程表
- (3) 緊急連絡体制表
- (4) 業務管理体制表
- (5) 資格者一覧表

2 業務の完了時に提出する書類

提出書類の様式・内容については事前に委託者に確認し、遺漏が無いよう留意すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務日誌一式
- (3) 点検日誌（日常点検、週点検、定期点検、簡易故障修理、融雪開始前・終了時点検、整備内容）一式
- (4) 写真類（運転管理、整備等記録写真ほか）一式
- (5) 故障・修繕履歴記録、施設内収納保管表、修繕要望・提案書
- (6) 酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定記録（写）一式
- (7) 委託者の指示による書類、その他必要な書類 一式

3 その他

受託者は、前項 1、2 に示す書類・報告書等のほか、運用期間中を含め委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

第3章 業務の範囲に関する事項

受託者は、次号に従い適切な運転操作・監視及び保守管理を行うこと。

1 監視棟設置に関する事項

監視棟の仕様（内装関連品は、リース品相当とする）

- (1) スーパーハウス 60 型（監視室）とスーパーハウス 45 型（休憩室）を設置すること。

- (2) 監視棟の設置期間は、12月1日から翌年3月31日までとする。(121日間)
- (3) 簡易トイレ(NUT03相当、清掃及び不凍液補充を行うこと)を設置する。
- (4) 物置ハウス(1,800×3,600×2,325(CT-20) 軽量鉄骨、シャッター付き相当)を設置する。
- (5) 監視棟の本体外装及び内装仕上げ仕様は下表の参考仕様を基本とする。なお、詳細は委託者に確認すること。
- (6) FFストーブ等の暖房器具や流し台を設置し、監視員の作業環境整備を行う。
- (7) 強風時においても監視棟が転倒等することの無いよう防止策を施すこと。
- (8) 業務に関する連絡、調整のために使用する電話回線の開設及び電話機・Faxを設置すること。
- (9) 監視棟内に熱感知式機械警備の設置や警備会社経由の通報体制を確立するなどし、受託者の責任において監視棟の維持管理を行うこと。

参考仕様

	項 目	仕 様
本体・外装	寸法	スーパーハウス 60 型、45 型
	構造/屋根	角型鋼/長尺カラー鉄板平成ルーフ葺
	外壁	金属サイディングボード
	窓 (アルミサッシ)	5 箇所程度
	ドア (アルミサッシ)	2 箇所程度
内装仕上げ	床	下地：ポリウレタンフォーム、ベニヤ 仕上：タイルカーペット約 30 m ²
	壁・天井	下地：グラスウール(壁面積約 79 m ²) 仕上：プリント合板
	給気口/電動換気扇	各 1 個以上
	照明	LED 灯 4 灯程度(作業に支障がない照度を確保)
	コンセント	9 箇所程度(機器の設置に支障がないこと)
	FF ストーブ排気口	2 箇所(各 1 箇所/棟)

2 運転開始前準備作業

受託者は、融雪管の投雪作業を開始する前に、次の事項及び別添 1 に基づく運転開始前点検を行い、運転に支障の無いよう努めること。

- (1) 堰室機器施設の洗浄、新川融雪槽(西区八軒 9 条西 7 丁目 新川水処理センター場内。以下同じ。)より搬出したスクリュープンプの設置、堰及び雪塊破碎装置の設置のほか、運転及び下水道管の通水に支障の無いよう処置すること。
- (2) 電源設備の点検及び電源の投入等
- (3) 投雪蓋及び新川融雪槽より搬出した I T V カメラの装置、その他関連装置等の開設準備と動作確認。

- (4) 投雪開始日に合わせてヤード管理業者及び雪搬入作業関係者との事前打合を十分に行い、安全対策のほか、効率的な運転方法について検討すること。
- (5) 安全・保安資機材の事前点検、動作確認等を行うこと。
- (6) 車両台数計測装置の動作確認立ち会い。なお、車両台数計測装置の据付・動作試験は別途発注の業者が行う。

3 投雪施設の運転操作・監視業務

操作に必要な各機器の取扱説明書・運転管理マニュアル(別添2、以下「マニュアル」という。)等に基づき、投雪施設の運転操作及び監視に係る一切の業務を行う。

- (1) 監視棟における監視操作、記録
- (2) 投雪現場における操作・作業等、記録
- (3) 各種管理日報の作成と報告
- (4) 投雪施設の利用期間中の運転操作・監視体制は、次に示す人員を配置すること。
 昼間の受入体制 3人体制とする。
 夜間の受入体制 3人体制とする。
- (5) 堰前の雪塊状況により堰上げ操作を行い、効率的な運転に努めること。
- (6) 融雪送水路(管渠)等に付着する雪氷が水流の支障となる場合は、その雪氷を除去すること。
- (7) その他、受託者は融雪管の稼働に伴って生じる場内の作業で、委託者の指示するものについて実施すること。
- (8) 投雪施設流出水の水質を把握する必要がある場合には、別途発注となる試料採取作業について委託者の指示に従い協力すること。

4 施設の維持管理業務

保守管理項目及び保守内容(別添1)に基づき、電気・機械設備に係る一切の維持管理業務を行う。

(1) 保守管理業務

ア 電気、計装設備、機械設備、車両台数計測装置の日常点検、週点検、定期点検、臨時点検、簡易故障修理、融雪開始前点検、融雪終了時点検及び整備並びに報告を行う。

なお、保守管理に必要な工具・試験機器等は受託者が用意するものとし、点検や小修理等軽微な修繕に使用する消耗品類は受託者側の負担とする。

イ 保守管理の対象施設及び保守内容は、別添1に示すとおりとし、その周期は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (ア) 日常点検 | 投雪日1回 |
| (イ) 週点検 | 週1回 |
| (ウ) 定期点検・保守 | 投雪利用期間中2回 |
| (エ) 運転開始前点検 | 運転開始前1回 |
| (オ) 運転終了後点検 | 運転終了後1回 |

なお、日常点検については、運転・監視と同日に行うものとし、昼間・夜間の両方が運転・監視となる場合は、どちらか片方で行うものとする。また、週点検

は投雪の有無に関わらず、投雪利用対応期間中は毎週、実施するものとする。

(2) 清掃業務

堰室の清掃を行う。なお、施設内は常に整理整頓を心掛けること。

(3) 除雪業務

監視棟玄関前など本業務の遂行に必要な部分の除雪を行う。

5 運転終了時作業

受託者は、投雪施設の投雪作業が完了し施設を休止する前に、次の事項及び別添 1 に基づく運転終了時点検を行い、次期運用に支障の無いよう努めること。

なお、機器撤去及び搬入先は別表 1 を参照すること。

(1) マニュアル等に基づく運転終了時点検。

(2) 管渠内設置の堰を引き上げ、それぞれの堰室（3 箇所）に洗浄後収納すること。

ただし、NO. 2 堰室の最下部の堰については、下水道河川局事業推進部発注の管内清掃時に引き上げるので、そのままにすること。

(3) スクリューポンプは架台から取り外し、新川融雪槽へ搬入保管すること。

(4) 雪塊破壊装置とスクリューポンプ架台については、管渠内上部に固定保管すること。

(5) 監視棟内の機器設備（車両台数計測装置に係わる機器及びプレハブ賃借に係わる資機材を除く）及び電気配線類の取り外し後、新川融雪槽へ搬入保管すること。

(6) 管渠内に設置されている I T V の取り外し（4 台）を行い、新川融雪槽へ搬入保管すること。

(7) その他、終了作業として必要な事項の実施

なお、機材の搬入出には、交通誘導警備員を配置し安全に留意するとともに、クレーン装置付きトラックを使用すること。

6 緊急時対応

受託者は、融雪作業に重大な支障を及ぼす事故、故障等が発生した場合は、次号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 全停電、部分停電、重要機器故障、下水水温異常などにより、投雪作業が停止となる場合には、マニュアルの各異常時対応の各項に基づき、運転操作、応急処置、緊急連絡を行うとともに、その復旧に努めること。

(2) 故障等で復旧が不可能な場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 委託者の要請により、点検または整備を行った場合は、それらの内容について口頭及び書面で速やかに報告すること。

7 関係箇所との連絡調整

受託者は、札幌市の道路設備課、雪対策室、関係区の維持管理課、排雪業者、新川水処理センターほか関係機関との間で連絡を緊密に保ち、作業の変更等の連絡調整を行うこと。

第4章 その他

1 業務上の指示

施設の維持管理業務にあたり、業務遂行に必要となる事項について委託者が指示する場合は、その指示に従うこと。

2 費用負担等

(1) 電気料金（動力・電灯）、水道料金は委託者が負担する。

(2) 監視棟の管理と費用負担

ア 監視棟の設置費（備品を含む）と撤去費及び期間の賃借料は受託者負担とする。

イ 電話回線の開設に係る費用及び電話使用料金は受託者が負担する。

ウ 監視棟電気配線等の穴開けと軽微な破損・損傷のほか、不測の事故等処理のために必要な補償を行うものとし、これを受託者負担とする。

3 疑義の解釈

(1) 本仕様書において疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。

(2) 諸事情により設計数量等に著しく変動があった場合は、契約書に示す事項のほか、委託者と受託者が協議し、円滑な執行ができるように努める。

4 損害賠償について

受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。

5 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

また、再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

(1) 主たる部分

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 日常点検業務

(2) 登録業者でない場合の提出書類

ア 再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）

再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式（申出書）の第1項から第5項に該当する者でないこと。

イ 再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類

代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概

要を印刷したものも可

6 環境に配慮した業務履行について

- (1) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。

7 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

運転終了後の機器撤去及び搬入先

品 名	数量	仕 様	保管場所
水中スクレープポンプ	2 台		新川融雪槽
堰	1 式	No. 1 堰室用 3 段 No. 2 堰室用 5 段 No. 3 堰室用 6 段	堰室内
雪破碎用水中ポンプ	1 台	放水用ホース及び開閉器含む	新川融雪槽
車両台数計測装置	1 式		同上
ITV カメラ装置	4 台		同上
ITV コントローラー	1 式		同上
引込み電気配線	1 式	屋外配線接続盤から 監視棟内接続盤までの配線	同上
分電盤	1 式	監視棟内設置の盤	同上

新川融雪槽 西区八軒 9 条西 7 丁目 新川水処理センター場内

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。

3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は ☐ 欄にチェック)

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する ☐ 欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
-----	-----	-----	--------

			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称_____

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ _____ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者) _____

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式 3-1】

個人情報取扱安全管理措置評価書

(途中から個人情報の取扱いをする工事等用)

1 評価対象に関する事項

(1) 会社名：

(2) 工事等名：

(3) 従業者数 (※)：

※ 個人情報の取扱いに従事する従業者数 (提出名簿から)

2 令和____年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

(1) 評価：

(2) 評価に至った理由

[]

3 各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 (確認事項)
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 (確認事項)
(3) 従業者の指定及び監督 (確認事項)
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (確認事項)
(5) セキュリティ強化のための管理策 (確認事項)
(6) 事件・事故における報告連絡体制 (確認事項)
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制 (確認事項)

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名
受託期間
対象期間
安全管理対策の実施状況
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり）
2 その他特記事項等

別添 1 保 守 管 理 項 目 及 び 保 守 内 容
(八 軒 下 水 道 管 投 雪 施 設)

八軒下水道管投雪施設保守管理項目

No.1

No	管理対象施設（機器等の名称）	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	（プラント機械設備）							
1	投雪蓋（車止め含む）	2 基	上部開口 3,000 × 4,750 mm	目視点検	目視点検、作動確認	—	目視点検、作動確認	目視点検、作動確認
2	同上油圧ユニット	2 基		油漏洩の確認	油量、漏洩の確認、フィルター点検	—	油量、漏洩の確認、フィルター点検	油量、漏洩の確認、フィルター点検
3	スクリーン	2 基	2、290 × 4、500mm 目開 450mm	目視点検	—	—	目視点検	目視点検
4	水中スクリープンプ	2 台		同上	目視点検、作動確認	—	目視点検、作動確認、絶縁測定（数値を記載すること）	目視点検、作動確認、絶縁測定（数値を記載すること）
5	電動ホイスト （電動チェーンブロック含む）	5 台	3.8kw(ホイスト) 0.5 t、100 V (チェーンブロック)	同上	目視点検、作動確認、チェーン腐食、伸び等確認	—	目視点検、作動確認、チェーン腐食、伸び等確認	目視点検、作動確認、チェーン腐食、伸び等確認、絶縁測定(数値を記載すること)
6	雪塊破碎装置	1 台	破碎ピッチ 750mm	破損、曲損状況確認	—	—	—	破損、曲損状況確認
7	堰(堰室床面積：98 m³) 堰室：3 個所、マンホール 2 個所	1 式		同上	—	(計 2 回)堰室清掃		破損、曲損状況確認、堰室清掃
8	堰吊り上げ治具	1 式		同上	—	—	—	同上
9	雪破碎用水中ポンプ	1 台		目視点検	目視点検	—	目視点検	目視点検
	（プラント電気設備）							
10	受電盤	1 面		表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無	—	—	表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無、絶縁測定（数値を記載すること）	表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無
11	分電盤	1 面		同上	—	—	同上	同上
12	投雪蓋制御盤(No1)	1 面		同上	目視点検、作動確認	—	同上	同上

八軒下水道管投雪施設保守管理項目

No.2

No	管理対象施設（機器等の名称）	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
13	投雪蓋制御盤(No2)	1 面		同上	目視点検、作動確認	—	表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無、絶縁測定（数値を記載すること）	表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無
14	接続盤	1 面		表示灯、発熱、異音、異臭、外部の損傷・汚損の有無	—	—	同上	同上
15	ケーブル類(受電盤・接続盤←→監視室内制御盤類)	1 式		損傷の有無	—	—	—	—
	（車両台数計測装置）							
16	中央監視装置(投雪口指示表示盤含む)	1 面		作動状況、外観の確認	—	—	表示灯、過熱、異音、異臭、損傷・変形・汚損の有無の確認	表示灯、過熱、異音、異臭、損傷・変形・汚損の有無の確認
17	UPS	1 台		同 上	—	(計2回)：過熱・異音・異臭の有無	同上	同上
18	PC(処理装置)	1 台		同 上	—	—	同上	同上
19	ディスプレイ(TFT)	1 台		同 上	—	—	同上	同上
20	モバイルター	1 個		同 上	—	—	同上	同上
21	RFID 認証装置及び表示灯	1 組		同 上	—	—	同上	同上
					—			
	（ I T V 設備 ）							
22	カラーカメラ（ハウジング含む）	4 台	照明設備 4 台含む	作動状況の確認	—	—	機器本体等の異音・損傷・変形・汚損の有無及び作動状況の確認	作動状況の確認
23	カラーモニタ	1 台	カラー2 画面切替器 1 台含む	同上	—	—	同上	同上

八軒下水道管投雪施設保守管理項目

No.3

No	管理対象施設（機器等の名称）	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	（ I T V 設備 ）							
24	カメラコントローラ	1 台		同上	—	—	表示灯等の過熱・異音・損傷・変形・汚損の有無及び作動状況の確認	作動状況の確認
25	スイッチングハブ	1 台		同上	—	—	機器本体等の過熱・異音・損傷・変形・汚損の有無及び作動状況の確認	同上
26	LAN 用 SPD	4 台		同上	—	—	機器の過熱・異臭・損傷・変形の有無の確認	同上
27	同軸 LAN コンバータ	4 台		作動状況の確認	—	—	機器の過熱・異臭・損傷・変形・汚損の有無の確認	外観、作動状況の確認
	（ 監視棟附帯設備 ）							
28	照明器具（床面積 98 m ² ）	21 台		作動状況の確認	—		異音、汚損・損傷・腐食、点灯状況の確認	異音、汚損・損傷・腐食、点灯状況の確認
	（ 屋外設備 ）							
29	外灯	2 基		作動状況の確認	—	—	汚れ、作動状況の確認	作動状況の確認

八軒下水道管投雪施設

運転管理マニュアル

目 次

- 1．投雪期間開始前準備
- 2．日常作業
- 3．投雪期間終了作業

1 . 投雪期間開始前準備

道路使用許可申請（ヤード管理業者から中央警察署へ）

概ねの申請時間帯 昼間 8：00 ～ 17：00
 夜間 20：00 ～ 6：00

全体打合せ（下水道河川局本庁舎で実施）

雪対策室、道路設備課、新川水処理センター、運転管理業務受託者、ヤード管理業者、車両台数計測装置運用業務受託者の参加により投雪受入作業についての打合せを行い注意事項の確認・準備等の日程を調整する。

監視棟（仮設ハウスの設置） **過年度実績**

歩道部分に、歩行者用通路を確保した状態で仮設ハウスを設置する。

（１） 組立式仮設ハウス（フラット型）2 間×5 間 1 棟設置



仮設ハウス設置前



仮設ハウス設置状況

- （２） 熱感知式機械警備の設置
- （３） 通信線の設置（FAX 付電話を設置）
- （４） 仮設トイレ設置



(5) 資材庫の設置



機材の搬入（作業の進捗状況に応じて、新川融雪槽より）

(1) 引込み配線電源ケーブル



(2) 配線接続盤 1 面



(3) 操作机 2 台

(4) ITV カメラ装置（カメラ 4 台・機器収納架台・コントローラー・モニター）

(5) 水中ミキサー（スクリュポンプ）2 台

(6) 雪塊破碎用水中ポンプ 1 台

付属品：配管・放水ホース 2 本・ポンプ用架台・筒先 2 本・ブランケット
3 個・操作用電源箱

(7) その他、八軒用備品搬入

電気設備

- (1) 受電盤・投雪蓋制御盤各ブレーカーは作業の進捗状況に応じて ON
- (2) No.1、2 投雪口側街路灯 2 箇所ポール内ブレーカー歩道側 ON



- (3) 配線接続盤を設置（監視室内）



- (4) 引込み電気配線をする（配線接続図参照）
 - ・屋外接続盤～監視室間 15 本の布設
 - ・監視室内 2 本の渡り



- (5) 配線の接続を行う
屋外接続盤・監視室分電盤・ITV 装置
- (6) 堰室内の電気設備を設置する（取扱説明書・配線接続図参照）
No.1（上）堰室、No.2（中）堰室、No.3（下）堰室
- (7) 堰室内 耐水コネクタ接続
堰室内電源ケーブル接続時耐水コネクタ内部の湿気は除去する

堰室内酸素濃度測定

堰室に入る前に各堰室内の酸素・硫化水素・可燃性ガス濃度を測定し、記録を残す。
規定値を超えている場合は、送風機等で換気する。また、作業中についても送風機で給気する。



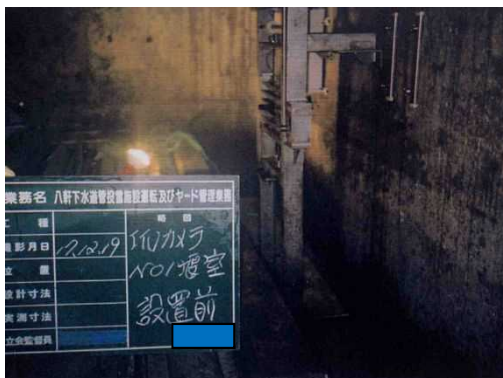
ITV 装置

(1) カメラを 4 台設置する

No.2 堰室、No.3 堰室、No.1 マンホール室、No.2 マンホール室



設置前カメラ（4 台）



No.1 堰室カメラ設置前



No.1 堰室カメラ設置後

(2) 各カメラ中継端子箱、電源ケーブルの設置及び配線接続をする

(3) コントローラー・モニターでカメラの動作確認をする

機械設備

- (1) 各堰室内電動ホイスト作動確認
- (2) 水中ミキサー（スクリュポンプ）2 台設置
（電源ケーブル耐水コネクタ配線接続含む）
No.1（上）堰室内（設置前にオイル交換を行う）



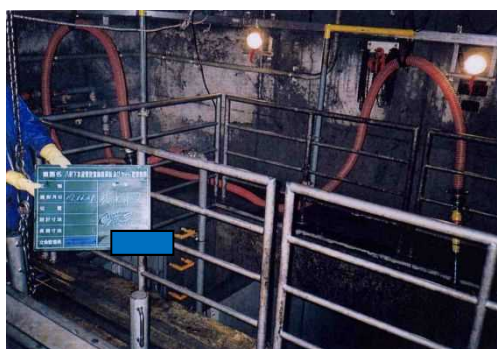
- (3) 雪塊破碎水中ポンプ 1 台設置（電源ケーブル配線接続含む）
No.3（下）堰室内
付属品：配管・放水ホース・架台・筒先・ブランケット・操作用電源箱



放水ポンプ付属品 一式



放水ポンプ設置前



ホース設置状況



放水ポンプ設置状況

- (4) リフティングビームの点検
- (5) No.1（上）堰 3 段設置
- (6) No.2（中）堰 5 段設置

- (7) 雪塊破碎装置設置
No.3 (下) 堰室内管底
- (8) No.3 (下) 堰 5 段設置

作動確認

- (1) 受電盤ブレーカー全部 ON
- (2) No.1、No.2 投雪蓋制御盤ブレーカー全部 ON
- (3) 投雪口表示板の異常の有無を確認
- (4) 各堰室内電動ホイス作動確認
- (5) 投雪蓋開閉・車両ストッパー上昇・下降連動運転の確認（水中ミキサー連動）
- (6) 保守管理項目

その他の準備作業

- ・車両台数計測装置の設置（車両管理システム運用業務受託者にて実施）
- ・投雪予備カードの借用（札幌市が貸与）

注意事項

仮設ハウス横を通る歩行者に対する注意標識を設置。



ハウス屋根部状況



落雪状況



頭上注意表示



歩行者通路とハウス間に十分なスペースを取る

歩行者通路の上部の雪庇が落下しないように、雪庇が成長している場合はその雪を取り除くこと。

２．日常作業

運転管理業務 タイムスケジュール

(時間帯は一例であり、状況に応じて対応すること)

時間	内 容	備 考
19:30 ~ 8:00 ~	投雪開始前作業 投雪業者との打合せ 始業前点検（保守管理項目） 堰室内酸素濃度測定 水中ミキサー2台の清掃（No.1（上）堰室内） 作業時 No.1 投雪口制御盤内水中ミキサーブレーカーOFFにする ITV 装置・モニター電源 ON RFID 認証装置保護カバーを外し、電源 ON 投雪蓋全開（ヤード管理業者立会を確認して実施） 水位の確認（モニター）日誌に記入	
20:30 9:00	投雪時作業 投雪制御装置操作盤モード切替、自動にする No.1、No.2 併用ボタンを押す 投雪口表示板にて投雪車両の進行合図を出す 状況により手動操作モードに切替、手動にする （取扱説明書参照） モニターによる監視 投雪・管内状況を監視、投雪口真下に雪塊が無い状態で投雪させる。 雪塊融雪・堰越流状況により No.3（下）堰室内で堰上げを繰り返す。 雪塊状況により、No.3（下）堰室内で放水破碎作業をする。 中休み時間 概ね 夜間 1:00～2:00、昼間 12:00～13:00 （当日のマルチにより変更有、投雪予定表により確認）	
5:30 ~ 16:30 ~	投雪終了後作業 車両台数計測装置を OFF にして、RFID 認証装置及び投雪口表示板にカバーをかける。 投雪蓋全閉（ヤード管理業者立会を確認して実施） 受電盤の堰室照明ブレーカーの OFF 堰室の出入口マンホールの蓋を閉める 業務日誌記入事項（水位等）の確認 日報等の報告（札幌市に FAX で送付） 「運転管理業務日誌」 扉の施錠・機械警備の確認	業務日誌は 運用監理業務 「資料」参照

投雪開始前作業

投雪業者との打合せ

運転管理業者は、投雪施設に開始前までに送られてくる投雪予定表で、当日の投雪業者、投雪開始時刻、中休み時間等の確認をして、確認事項等があれば投雪業者と連絡を取る。

その後、ヤード管理業者に投雪開始時刻等の項目を連絡する。

始業前機器点検

仕様書の保守管理項目及び保守内容に基づき実施。（参考：仕様書保守管理項目）

堰室内酸素濃度測定

堰室に入る前に、各堰室内の酸素・硫化水素・可燃性ガス濃度を測定し、記録を残す。

規定値を超えている場合は、送風機等で換気してから入室する。作業中についても送風機で給気する。



水中ミキサー2台の清掃（No.1（上）堰室内）

清掃作業を行う前に必ず、No.1 投雪口制御盤内水中ミキサーブレーカーが OFF になっていることを確認してから実施する。

ITV 装置・モニター電源 ON

RFID 認証装置及び投雪表示板の保護カバーを外し、電源 ON



投雪蓋全開（ヤード管理業者立会を確認して実施）

水位の確認（モニター）日誌に記入

投雪時作業

モニターによる監視

投雪・管内状況の監視をして、投雪口真下に雪塊が無い状態で投雪させる。

（１）投雪制御装置操作盤モード切替、自動にする。

No.1、No.2 併用ボタンを押す。

（２）投雪口表示板にて投雪車両の進行合図を出す。

（３）管内状況等により手動操作モードに切替、手動にする。

（取扱説明書参照）



雪塊融雪・堰越流状況により No.3（下）堰室内で堰上げを繰り返す。

雪塊状況により、No.3（下）堰室内で放水破碎作業をする。

（堰上げだけでは、雪塊が越流しない場合に行う。）



中休み時間 概ね 夜間 1：00～2：00、昼間 12：00～13：00

（当日のマルチにより変更有、投雪予定表により確認）

(投雪量監視のポイント)

新川水処理センターの下水処理に影響するため、融雪能力以上（約 2,800m³/日（ダンプトラック約 200 台））は、投雪できないので注意すること。

雪の状態により融雪状況は変化する（新雪と締め固められた雪では溶け方が違う）ので、堰を上げるタイミングを間違えないこと。

無理して雪を投入し続けると雪が堰内の底部に溜まり、その雪が溶けなくなる可能性がある（冷たい水は下部、温かい水は上部という温度成層が形成されるため）。

投雪終了後作業

車両台数計測装置を OFF にして、RFID 認証装置及び投雪口表示板にカバーをかける。

投雪蓋全閉（ヤード管理業者立会を確認して実施）

受電盤の堰室照明ブレーカーの OFF

堰室出入口マンホールの蓋を閉める

業務日誌記入事項（水位等）の確認

日報等の報告（札幌市へ FAX で送付）

「運転管理業務日誌」

「投雪管理日報」「会社別日報」

扉の施錠・機械警備の確認

3. 投雪期間終了作業

(作業前)

堰室に入る前に、各堰室内の酸素・硫化水素・可燃性ガス濃度を測定し、記録を残す。
規定値を超えている場合は、送風機等で換気してから入室する。作業中についても送風機で給気する。



ITVカメラの撤去

(1) カメラ 4 台撤去及び清掃を行う

No.2・No.3 堰室、No.1・No.2 マンホール室



カメラ撤去前

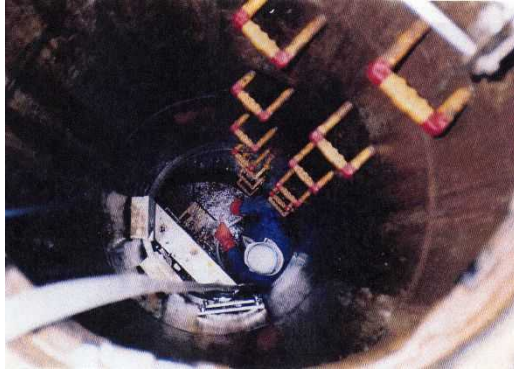


カメラ撤去・清掃後

(2) 各カメラの中継端子箱、電源ケーブルの撤去



- (3) 機器収納架台・コントローラー・モニター周りの接続切り離し
- (4) マンホール室内の清掃



機械設備

- (1) 水中ミキサー（2台）の撤去及び清掃（No.1（上）堰室内）
電源ケーブル耐水コネクタの切り離しをする



- (2) 堰上げ清掃
 - ・No.1（上）堰：3段
 - ・No.2（中）堰：3段（管内清掃のため、2段は残す）
 - ・No.3（下）堰：3段（管内清掃のため、2段は残す）



堰上げ状況



堰清掃状況



堰上げ、清掃後保管状況



堰上げ後、転落防止蓋

(3) リフティングビームの清掃

(4) 雪塊破碎水中ポンプの撤去及び清掃 (No.3 (下) 堰室)

付属品 (架台・配管・放水ホース・筒先・ブラケット) を撤去

電源ケーブルを切り離し、操作用電源箱を撤去



撤去前、落下防止策取外し



上部配管取外し



水中ポンプ撤去

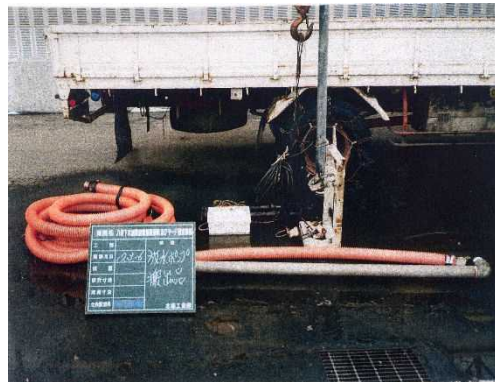


水中ポンプ清掃

八軒下水道管投雪施設



引上げ後の水中ポンプ



水中ポンプ式搬出状況

(5) 堰室内清掃



(6) 雪塊破碎装置を引き上げる（別途発注業務の管内清掃終了後実施）



破碎装置 夏期収納時位置に固定

電気設備

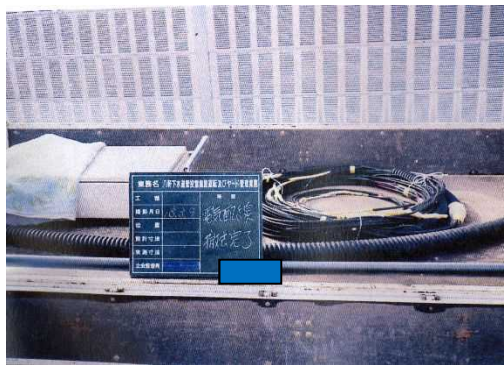
- (1) 監視室分電盤の電源ケーブルの切り離しをする
 - ・屋外受電盤の分電盤用ブレーカー OFF
 - ・屋外接続盤の撤去する電源ケーブルの切り離し（配線接続図参照）
 - ・電源ケーブルの撤去
- (2) 電線管 FEP65・80 の撤去（接続盤～監視棟間）

(3) 一部監視室側のみ切り離し、接続盤内に養生して収納

(配線接続図参照)



(4) 監視室分電盤の撤去



(5) 堰室内 (No.1～3) の電気設備を撤去 (取扱説明書搬出品参照)





(6) No.1、No.2 投雪口側街路灯 2 箇所のポール内ブレーカーOFF

(7) 受電盤・投雪蓋制御盤内各ブレーカーOFF

監視棟の撤去

(1) 監視棟（仮設ハウス）及び仮設トイレの撤去



その他

(1) 備品の収納保管（新川融雪槽）



旧熱交換器室



2 階監視室内休憩室奥



搬出入シャッター室内



搬出入シャッター室内

- (2) 路面清掃
- (3) 車両台数計測装置の撤去（別途、車両台数計測装置運用業務受託者で実施）
投雪期間終了後、仮設ハウス撤去前に車両台数計測装置を撤去するため投雪最終日が決まったら車両台数計測装置運用業務受託者に連絡する。